

第 38 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 2 月 12 日（水） 13 時 55 分～14 時 41 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（18 名）

1 番委員	三浦 勝志	2 番委員	齋藤 美也子	3 番委員	對馬 忠法
4 番委員	古川 榮	5 番委員	工藤 守	6 番委員	高井 美奈子
7 番委員	今井 文雄	8 番委員	大川 哲彌	9 番委員	花田 良造
10 番委員	工藤 正	11 番委員	丹代 純嗣	12 番委員	葛西 雅博
13 番委員	今井 龍美	14 番委員	柴田 博明	15 番委員	桑田 久毅
16 番委員	小山内 知寛	18 番委員	山口 知治	19 番委員	長尾 浩

4 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	齊藤 嗣郎	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

5 出席事務局職員（4 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	佐藤 満徳	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛
主査	坂口 由香里				

6 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 142 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 143 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 144 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 145 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 146 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 147 号 目標地図素案の決定について

報告第 110 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 111 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 112 号 使用貸借合意解約書の受理について

7 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和（委員全
員）

(省略)

【開会 13 時 58 分】

議長（今井龍
美）

これより、第 38 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、18 名中 18 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
1 番三浦委員、3 番對馬委員の両名をお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、佐藤事務局長補佐、成田碓ヶ
関支局長補佐、坂口主査の出席を求めました。書記には、成田碓
ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 142 号から第 147
号の 6 件、ほかに報告が 3 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 142 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

坂口主査

1 ページをご覧ください。
議案第 142 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につい
て、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書
の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、238 番は譲渡人の要望、239 番と 240 番は経営拡大、3 ページの 241 番と 242 番は交換、243 番と 4 ページの 244 番は贈与によるものです。

件数は 7 件、面積 29,227 m²、田 5 筆 5,772 m²、畑 16 筆 23,455 m²です。

次に、5 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、279 番から 6 ページの 283 番までは経営拡大、284 番は経営継承により借受人の子が借りるため、7 ページの 285 番と 8 ページの 286 番は基盤強化法から農地法第 3 条への再設定によるものです。

件数は 8 件、面積は 32,861.39 m²、田 29 筆 29,193.39 m²、畑 6 筆 3,668 m²です。

次に、9 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、40 番は基盤強化法から農地法第 3 条への再設定、41 番は経営継承によるものです。

件数は 2 件 面積 36,138 m²、田 27 筆 33,934 m²、畑 6 筆 2,204 m²です。

今回、申請のあった案件については、別添 2 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がある方がおりましたら、お願いします。

何か、ございませんか。

担当委員

(「特にありません」の声あり)

議長

それでは、議案第 142 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

12 番葛西委員

賃貸借権設定 279 番経営拡大とありますが、貸付地があるのですよね。よいのでしょうか。

坂口主査	貸付地は田となっており今回拡大するところは、りんごとなっており耕作作物が異なります。よって、経営拡大として許可できると判断いたしました。
議長	他に、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、議案第 143 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤補佐	11 ページをご覧ください。 議案第 143 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 総会資料と別に配布しております、別添 3 農地転用許可基準説明書と合わせて、12 ページをご覧ください。 34 番の申請地は 13 ページのとおり、松崎小学校から北西へ約 500m に位置します。土地利用計画は 14 ページのとおり、既存農家住宅の敷地を拡大し、駐車場用地とするものです。 なお、農地区分は別添 3 のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 現地調査に立ち会いました 10 番工藤 正委員、11 番丹代委員、疑問点等がありましたら、お願いします。
担当委員	(「特にありません」の声あり)
議長	それでは、議案第 143 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。

	(「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、議案第 144 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤補佐	15 ページをご覧ください。 議案第 144 号 農用地利用集積計画の決定について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。 総会資料とは別に配布しております、別添 4 売買価格一覧と合わせて、16 ページをご覧ください。 所有権移転について、329 番から 333 番まで及び 18 ページの 335 番から 20 ページの 343 番までは経営拡大、334 番は交換によるものです。 件数は 15 件、面積 53,304 m²で、田 29 筆 44,071 m²、畑 8 筆 9,233 m²です。 次に 21 ページをご覧ください。 利用権設定について、59 番は経営拡大によるもので、農地中間管理事業による一括方式となっております。 件数は 1 件、面積 5,596 m²で、地目はすべて田です。 今回、申請のあった案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 農用地利用調整会議に出席されました 2 番 齋藤委員、3 番 對馬委員、疑問点等がありましたら、お願いします。
担当委員	(「特にありません」の声あり)
議長	それでは、議案第 144 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

16 番小山内委員	336 番ですが農地のある区域の集落営農組合にまだ話をしておりません。保留してほしいのですが、どうでしょうか。
事務局長	当組合の管内は種場という特殊な事情があります。今回小山内委員が指摘しているのは、組合のエリアの土地について、新しく耕作する方がそのまま組合の一員として耕作を継続すれば問題ないのですが、それに従わない場合、種子の確保ができなくなることや、当組合との調和が図れなくなることだと思います。 農業委員会事務局では、当組合の要望を受け、以前より組合管内の農地について申請があった場合、申請者に対して組合から承諾を得てくださいという指導をしています。 今回の申請者に対しても窓口でお願いはしておりますが、組合との協議が整っていないということであれば、保留とするのもやむを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。
議長	今の局長の意見の通り、再度組合との協議について確認のため、差し戻したいという提案です。
尾上 - 1 小野委員	これは、強化法ですので調整会議の場で双方合意しているはずです。調整会議でそういう話にならなかったのですか。議案に上げる前に。
事務局長	事務局では、組合との話が済んでいることを申請者に確認したうえで調整会議にかけています。 今回の調整会議に立ち会った委員は、組合の事情を知る小山内委員ではないため、その話題にはならなかったものと思います。 今回の件を踏まえると、事務局としては組合との協議が整っていることについて、口頭だけでなく組合が確認した書類で判断するなどの対応を検討しなければならないと思います。
16 番小山内委員	組合で話をしてから、こちらに来るのはよいのだが、逆のパターンになってしまっているので、こういう場合は一旦保留にしてほしいと思っています。
7 番今井委員	保留で良いのだが、組合の中で話をして決まったらもう一度総会にかけるといえることでしょうか。
佐藤補佐	一旦保留ということで、来月改めて総会にかけようと思います。

議長 保留の 336 番を除いて原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第 145 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

坂口主査 22 ページをご覧ください。

議案第 145 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について、（租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定に基づく証明）、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙受贈者又はその推定相続人が、租税特例措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。

なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとします。

23 ページをご覧ください。

今回の贈与税納税猶予の継続対象者は 1 名です。農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予を受けている対象者は、3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を税務署に提出しなければならないことになっており、届出書の添付書類として、農業委員会の発行する証明書が必要となることから、その承認を求めるものです。

以上です。

議長 それでは、議案第 145 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

議長	次に、議案第 146 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
坂口主査	24 ページをご覧ください。 議案第 146 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について、（地方税法附則第 12 条第 1 項の規定に基づく証明）、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙受贈者又はその推定相続人が、地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。 なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとします。 25 ページをご覧ください。 今回の不動産取得税徴収猶予の継続対象者は 5 名です。 贈与税と同様に、対象者は 3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を県税部に提出することになっており、こちらも届出書の添付書類として、農業委員会の発行する証明書が必要となることから、その承認を求めるものです。
議長	それでは、議案第 146 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 （「なし」の声あり）
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。
議長	次に、議案第 147 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
佐藤補佐	26 ページをご覧ください。 議案第 147 号 目標地図素案の決定について、農業経営基盤強化促進法第 20 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり決定したので、審議を求めるものです。 平川市では、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づき「地域計画」を策定することになっており、農業委員会事務局では「地域計画」における目標地図の素案及びその地図に掲

載する「農業を担う者」のリストを作成しておりました。このたび、目標地図の素案と掲載者リストが完成しましたので、この内容で決定することについて意見を求めるものです。

まず、地域計画における目標地図について、その概略をご説明します。27 ページをご覧ください。

皆さまも座談会等に参加していただいたことでもありますのでご承知のことと思いますが、平川市の地域計画では平賀地域 11 地区、尾上地域 4 地区、碓ヶ関地域 1 地区の計 16 地区に分けて策定しております。その地区ごとに目標地図に掲載した農地の筆数と面積をまとめたものがこの表となります。また、目標地図の素案及び「農業を担う者」リストを皆さまに順次ご覧いただきますので、皆さまからご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長

それでは、皆さんには目標地図の素案をよく見ていただきますので、ここで暫時休憩します。

【休憩 14 時 21 分】

【再開 14 時 34 分】

議長

休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、議案第 147 号について、質疑、ご意見を求めます。何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

議長

次に、報告 3 件について、事務局に説明を求めます。

坂口主査

28 ページをご覧ください。

報告第 110 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 19 条の規定により、農地法の

	許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 29 ページおよび 30 ページをご覧ください。これは、令和 6 年 12 月から令和 7 年 1 月までの間に、相続による届出があった一覧となります。件数は 22 件、面積 191,856.68 m²、田 50 筆、畑 66 筆、計 116 筆です。 31 ページをご覧ください。 報告第 111 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 総会資料とは別に配布しております、別添 5 関連案件一覧と合わせて、32 ページをご覧ください。 175 番と 176 番は借受人へ売却するため、177 番は借受人の子へ貸付するため、34 ページの 178 番は自作するため、179 番から 183 番は借受人の都合により解約するものです。 件数は 9 件、面積 38,093.39 m²、田 27 筆 29,946.39 m²、畑 6 筆 8,147 m² です。 続いて、35 ページをご覧ください。 報告第 112 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。 36 ページをご覧ください。 61 番は後継者住宅へ転用するため、62 番は他者へ売却するため解約するものです。 件数は 2 件、面積 6,962 m²、田 6 筆 5,096 m²、畑 2 筆 1,866 m² です。 以上です。
議長	報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。 何か、ございませんか。
尾上 - 1 小野委員	合意解約の 180 番、181 番、182 番、183 番借受人の都合とありますけど円満合意解約ですか。
事務局長	借受人の都合というより事情となります。農業経営をほぼ縮小するというか辞める方向で動いています。
尾上 - 1 小野委員	賃貸料の遅延とか滞納とかありませんか。

事務局長	農業委員会では、そういった情報は聞いておりません。
尾上 - 1 小野委員	貸付人の方で、そういった相談に行った方はいませんでしたか。賃貸料がもらえていないとか。
佐藤補佐	貸付人の方から、そういう相談は来ておりません。
尾上 - 1 小野委員	賃貸料すべて支払い終わっての解約となりますか。
事務局長	そういった認識でありました。
議長	他に、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。 よって、第 38 回総会を閉会いたします。 【閉会 14 時 41 分】